

平成20年（行ウ）第599号文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

証拠説明書（6）

2011年（平成23年）1月19日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御 中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

同 齋 藤 義 浩

甲号証 番 号	標 題 (原本・写しの別)	作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
113	情報公開・個人情報 保護審査会答申（平 成 17 年度（行情） 答申第 204 号）	情報公開・個人 情報保護審査 会 2005(H17)・7・ 26	2003 年（平成 15 年）に開示 請求があった日韓会談文書の不開 示部分は、本件訴訟の 2006 年 （平成 18 年）時には、その多く が開示されており、日韓会談文 書については、外務省のさじか げんによって、開示・不開示の 広狭が決定されているという実 情があること等。
114	沖縄返還交渉、日米 安全保障条約改定 交渉関係目録	外交史料館 2010(H22)・7～ 12	外務省は、作成から 30 年が経 過した外交文書を外交史料館に おいて公開する手続きを促進 し、2010 年（平成 22 年）から、 日米安全保障条約に関する文 書、沖縄返還交渉に関する文書 等を続々公開していること等。
115	行政透明化検討チ ーム第 2 回会合議事 録抜粋	内閣府 2010(H22)・5・ 19	審査会の元事務局長で、情報 公開法の改正を議論した「行政 透明化検討チーム」の松村雅生 日本大学教授が、情報公開法 5 条 3 号を理由に不開示決定処分 をする際に、行政処分庁が同号 に該当しない情報を混在させて いるという内実があることを指 摘していること等。
116	日華平和条約（日本 国と中華民国との 間の平和条約）	日本国・中華民 国 1952(S27)・4・ 28	第二次世界大戦に対する日本 政府のいわゆる「歴史認識」（以 下、単に、「歴史認識」という） に関する文言が入っていない事 実
117	日ソ共同宣言（日本 国とソヴィエト社 会主義共和国連邦 との共同宣言）	日本国・ソヴィ エト社会主義 共和国連邦 1956(S31)・ 10・19	同上
118	日韓基本条約（日本 国と大韓民国との 間の基本関係に関 する条約）	日本国・大韓民 国 1965(S40)・6・ 22	日韓基本条約には、「歴史認 識」に関する文言が入っておら ず、植民地支配正当論に立脚し ていた事実

119	日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明	写し	日本国・中華人民共和国 1972(S47)・9・29	日本政府の侵略戦争に対する謝罪と反省がはじめて表明された国際文書である事実
120	「歴史教科書」に関する宮沢内閣官房長官談話	写し	宮沢喜一内閣官房長官 1982(S57)・8・26	教科書検定について、侵略戦争に対する謝罪と反省の趣旨が実現されるよう措置すること等が表明された事実
121	慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話	写し	河野洋平内閣官房長官 1993(H5)・8・4	「歴史認識」に基づく「お詫びと反省」が表明された事実、「従軍慰安婦募集」の「強制」を認め、それに対して謝罪した事実等
122	「戦後 50 年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話)	写し	村山富一首相 1995(H7)・8・5	「歴史認識」に基づき、初めて「植民地支配」という言葉を用いて「お詫びと反省」を示し、日本政府として公式に謝罪した事実、その後の歴代政権に当該談話が踏襲されている事実
123	日韓共同宣言－21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ－	写し	日本国・大韓民国 1998(H10)・10・8	日本が韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたことに対し「反省とお詫び」を述べて「歴史認識」が表明された事実
124	日朝平壤宣言	写し	日本国・朝鮮民主主義人民共和国 2002(H14)・9・17	「歴史認識」に基づく文言が盛り込まれ、植民地支配不当論に立脚している事実、請求権問題についての基本的枠組が示され、日韓会談では至らなかった「完全かつ最終的な」解決に至るものとなっている事実
125	内閣総理大臣談話	写し	菅直人首相 2010(H22)・8・10	「歴史認識」に基づき、「植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛」に対して「お詫びと反省」が示されている事実、文化財返還に関する文言が盛り込まれた事実
126	『日朝関係と六者協議』抜粋	写し	木宮正史 2005(H17)・5・25	日韓会談及び日韓基本条約の締結は東西「冷戦」の真只中に反共自由主義陣営の結束強化する目的で行われたこと、日韓と日朝の交渉の間には大きな違いがあること、

127	意見書－日韓会談 文書公開にもはや 障害はない	原本	田中宏 2010(H22)・ 12・29	日本の「歴史認識」の変遷の 状況、在日コリアンの地位・処 遇問題について、日韓法的地位 協定によって持ち込まれた「南 北分断」は現在は完全に払拭さ れている事実、日韓会談が行わ れた時期と国際政治状況等は大 きく異なる現在、日韓会談文書 の公開に支障はないこと等
128	総理任命に際して の細川内閣総理大 臣の記者会見（抜 粋）	写し	細川護熙内閣 総理大臣 1993(H5)・8・10	侵略戦争を批判し、植民地支 配を謝罪する発言を行った事実
129	細川護熙内閣総理 大臣所信表明演説	写し	細川護熙内閣 総理大臣 1993(H5)・8・23	同上
130	意見書 日韓会談 文書全面公開の公 益性－日韓・日朝の 和解、東北アジア平 和構築のために	原本	太田修 2010(H22)・ 12・17	日本政府の植民地支配認識 が、日韓会談当時堅持されてい た「植民地支配正当論」から「植 民地支配不当論」に変化しており 、日朝国交正常化交渉は日韓 会談とは全く異なる状況を踏ま えた交渉が必要となること、日 韓会談文書が全面公開されない ことにより過去の清算を行う機 会が失われる等の不利益を日本 国民にもたらすこと、全面公開 により、日韓国民間での友好関 係の促進、日朝間での友好的国 交樹立への寄与及び東北アジア の平和構築への寄与といった利 益を日本国民にもたらすこと等
131	「植民地支配の清 算をどのように形 にするか」	写し	水野直樹 2003(H15)・3	日本と朝鮮の歴史的関係資料 の非公開に対して韓国国民が強 い不信感を有している事実
132	岡田克也外務大臣 記者会見	写し	岡田克也 2010(H22)・5・ 25	外交判断が適切だったのかど うかを検証するきっかけを与え るのが文書公開であり、民主主 義にとって非常に根幹にわたる 重要なことであること、(外交記 録公開に関する規則制定によ り)飛躍的に公開の範囲は高ま り、この方針を維持して検証に

				耐えうる外交政策を実現していきたいこと等について発言がなされた事実、外交政策は、文書が公開され、後世の歴史家等によって検証されることを当然の前提とされていること
133	「行政の透明化に向けて」	写し	枝野幸男内閣府特命担当大臣（行政刷新） 2010(H22)・4・2	外交・安全保障上高度な政策判断が下された場合は、後世において十分な検証を行うべき旨が述べられた事実、外交政策は、文書が公開され、後世の歴史家等によって検証されることを当然の前提とされていること
134	『国家の命運』（抜粋）	写し	藪中三十二 2010(H22)・10	外交交渉の妥当性・結果の評価については、後世の歴史家の判断に委ねるしかないこと
135	「時代の風：密約の検証」（抜粋）	写し	五百旗頭真 2010(H22)・3・18	外交交渉は、原則的に公開して国民への報告義務を果たし、歴史的な再評価を受けるべきであること
136	『パブリック・ディプロマシー 「世論の時代」 の外交戦略』抜粋	写し	金子将史、北野充編著 2007(H19)・7	国際社会の中で自国の存在感を高める等のため、相手国の国民に働きかける外交活動である「パブリック・ディプロマシー」が重要な時代になってきていること
137	意見書 外交文書開示等に伴う日韓会談研究の進展について	原本	吉澤文寿 2010(H22)・12・17	日韓会談文書研究の進展状況、全面公開は未来を見通すために過去を振り返る営みを保証するものであること、請求権問題に係る金額決定について米国の意向・影響が大きく反映されていたこと、文化財返還問題は、請求権問題と同様に「過去清算」問題の一環であること等
138	『検証 日朝交渉』抜粋	写し	高崎宗司 2004(H16)・2	日朝交渉に日韓会談の教訓を生かし、日本が北朝鮮の人々に対して、いかに経済協力に歴史の清算への誠意を込めるかを考えるべきであること
139	行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく	写し	外務省 2001(H13)・4	不開示情報該当性の判断にあたり、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著で

	開示決定等に関する審査基準			ある「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮することを明確に規定し、「30年ルール」を採用している事実
140	外交記録公開に関する規則	写し	外務省 2010(H22)・5・25	上記「審査基準」で採用した「30年ルール」に従うことを確認している事実、日韓会談文書が当該規則の対象になる事実
141	日韓請求権並びに経済協力協定(財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定)	写し	日本国・大韓民国 1965(S40)・6・22	日韓会談における請求権問題に関して、日本が韓国に対して、①3億ドルの無償供与、②2億ドルの貸付、③両国間の請求権問題の完全かつ最終的な解決の確認等が定められた事実
142	『プロフェッショナルの交渉力』(抜粋)	写し	田中均 2009(H21)・3	日朝平壤宣言で、請求権問題については、北朝鮮が経済協力方式に従い、請求権を放棄することで決着がつけられている事実
143の1	「朝鮮人移入労務者数」と題され、「37.2.9」「北東アジア課」と記載された文書に続く一連の文書	写し	外務省 北東アジア課 1962(S37)・2・9	文書1744(乙第338号証と同じ)の不開示部分(3枚目から9枚目)と同じ内容の文書の存在、及び当該不開示情報が既に日本国内で知られている事実
143の2	文書1744(乙第338号証と同じ)	写し	外務省 1962(S37)・1・30	文書1744(乙第338号証と同じ)の不開示部分
143の3	『朝鮮人強制連行の研究』の抜粋	写し	金英達 2003(H15)・2	文書1744(乙第338号証と同じ)の不開示部分(8枚目)と同じ内容の文書の存在、及び当該不開示情報が、甲143の1の文書の存在により、既に日本国内で知られている事実
143の4	『在日外国人』の抜粋	写し	田中宏 1991(H3)・5	文書1744(乙第338号証と同じ)の不開示部分(5枚目)と同じ内容の文書の存在、及び当該不開示情報が、甲143の1の文書の存在により、既に日本国内で知られている事実

143 の 5	「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する表（文書 374〔乙第 21 号証〕の抜粋）	写し	外務省 北東アジア課 1962(S37)・1・ 23	文書 374 の不開示情報が、文書 1744（乙第 338 号証と同じ）の不開示部分（8 枚目）と同じ内容であり、当該不開示情報が、甲 143 の 1 の文書の存在により、既に日本国内で知られている事実
143 の 6	「朝鮮関係軍人軍属数」と題する表	写し	大韓民国	甲 143 の 6 の表の内容が、文書 1744（乙第 338 号証と同じ）の不開示部分（8 枚目）と同じ内容であり、当該不開示情報が、甲 143 の 6 の文書の存在により、既に韓国国内及び日本国内で知られている事実
143 の 7	文書 1736（乙第 336 号証と同じ）の抜粋	写し	大蔵省理財局 外務省アジア局 1962(S37)・1・ 10	甲 143 の 6 の表の内容と全く同じ内容の情報が、文書 1736 の 33 枚目に存在する事実。 文書 1744（乙第 338 号証と同じ）の不開示部分（8 枚目）と同じ情報が、文書 1736 の 33 枚目では開示されている事実。
143 の 8	「一般請求権小委員会関係文書送付の件」と題する文書（なお、2 枚目は 1 枚目の翻訳である）	写し	金潤根 1961(S36)・3・ 30	1953 年第二次韓日会談時請求権関係非公式会議席上で韓国側が日本側に Aid Memoire と題目をつけた“メモ”形式の文書 3 通を渡した事実及び日本側から前記“メモ”形式の文書 3 通の写本を受け取って、それを韓国外務部長官宛てに送付した事実。 上記で送付された写本のうち 1 通の内容（甲 143 の 8-3 枚目から 8 枚目）が、文書 525-55 枚目及び文書 1594-17 枚目の不開示部分を含む資料の内容と同じであること。
143 の 9	「第 2 次会談における韓国側の請求項目」 「AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953」との表題がついた文書（資料 14）	写し	外務省 アジア局 北東アジア課 1960(S35)・4・1	甲 143 の 8-3 枚目から 8 枚目の内容が、文書 525-55 枚目の不開示部分を含む資料の内容と同じであり、当該不開示情報が、既に韓国国内及び日本国内で知られている事実。

143 の 10	「AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953」との表題がついた文書	写し	外務省 アジア局 第一課 S32.3	甲 143 の 8-3 枚目から 8 枚目の内容が、文書 1594-17 枚目の不開示部分を含む資料の内容と同じであり、当該不開示情報が、既に韓国国内及び日本国内で知られている事実。
144	意見書	原本	李洋秀 2011(H23)・1・12	請求権問題に関連する文書で、かつ、北朝鮮との関係でも重要な問題となると被告国が主張する事項に係る不開示情報の中には、日本や韓国で開示されている情報や韓国の公開文書から内容がほぼ特定できる情報が多数ある事実
145	日韓会談と [請求権問題]	写し	李洋秀 2010(H22)・3・5	請求権問題に係る金額決定については、米国の意向・影響が大きく反映されていたこと
146	『検証 日韓会談』 抜粋	写し	高崎宗司 1996(H8)・12	同上
147	『北朝鮮の外交戦略』 抜粋	写し	重村智計 2000(H12)・11	日本が北朝鮮に支払う無償資金協力金等の額については、既に金丸信氏が「80億ドルが可能」と言及しており、北朝鮮に対する「手の内」情報に該当しないこと
148	文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定	写し	日本国・大韓民国 1965(S40)・6・22	日本と韓国との間で、文化財の返還について、「両国の文化における歴史的な関係にかんがみ、両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを希望して」、両国が、両国民間の文化関係を増進させるためできる限り協力を行うこと、附属書に掲げる文化財を協定の効力発生後 6 か月以内に日本が韓国に引き渡すこと、両国がそれぞれ自国の美術館、博物館、図書館その他学術及び文化に関する施設が保有する文化財について他方の国の国民に研究する機会を与えるため、できる限り便宜を与えること等が協定で定められたこと。

149	国立文化財研究所 ホームページ（抜粋）	写し	国立文化財研究所	韓国の国立文化財研究所が、国外所在韓国文化財について、日本をはじめ 20 か国で現地調査を行っており、その研究成果を図録として発刊・普及しており、日本における韓国の文化財の所在等は明らかになっていること。
150	韓国国宝古文書目録	写し	大韓民国 1953(S28)	文書 380 と同じ表題の文書が外交史料館において公開されていること、日本における文化財の所在等は明らかになっていること等。 なお、作成者は日本側が韓国側から受領したとの手書きの記載があるため、一応大韓民国とした。
151	韓国国宝美術工芸品目録	写し	大韓民国 1953(S28)	文書 381 と同じ表題の文書が外交史料館において公開されていること、日本における文化財の所在等は明らかになっていること等。 なお、作成者は日本側が韓国側から受領したとの手書きの記載があるため、一応大韓民国とした。
152	「韓日会談外交文書に見る韓・日間文化財返還交渉」	写し	柳美那 （翻訳 小林玲子） 2010	韓国で公開された文書及び原告らの開示請求によって公開された文書を、韓国の研究者が分析、研究し、日本における韓国文化財返還に関する交渉過程、韓国文化財返還を拒んだ日本政府内部の問題等がすでに指摘され明らかになっていること等。
153	朝日新聞記事	写し	朝日新聞社 2010(H22)・6・11	同上
154	日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定	写し	日本国・大韓民国 1965(S40)・6・22	日本と韓国が、在日コリアンの法的地位について協定を結んだこと、協定締結当時は、在日コリアンは「協定永住」に移行するものと、従前通りの「法 126 該当者及びその子」のままに在留するものとに分断されることになったこと等。

155	「行政透明化チームとりまとめ」	写し	行政透明化チーム 2010(H22)・8・24	「知る権利」の明示、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の文言の改正等の方向で情報公開法改正作業が進んでいる事実
-----	-----------------	----	----------------------------	---